○法務省告示第四百四十九号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年十一月二十七日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年十月二十七日

法務大臣　上川　陽子

沖縄県宮古郡多良間村字塩川二百四十三番地

山川　玄度

○法務省告示第四百五十号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年十一月二十七日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年十月二十七日

法務大臣　上川　陽子

沖縄県宮古郡多良間村字塩川百四十七番地

天久　春藏

○法務省告示第四百五十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十五年七月四日法務省告示第二百四十三号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月二十七日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

株式会社昭和製作所	東京都練馬区小竹町一丁目四十三番十五号	溶接

○農林水産省告示第千五百七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十六年十月二十七日

農林水産大臣　西川　公也

Ⅰ　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第23736号
2　品種登録の年月日　平成26年10月27日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Citrus L.
4　登録品種の名称　清水（しみず）のひかり
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
清水克洋
徳島県那賀郡那賀町横石字向原15番地
7　出願公表の年月日　平成24年５月29日

1　品種登録の番号　第23737号
2　品種登録の年月日　平成26年10月27日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Glycine max (L.) Merr.
4　登録品種の名称　さとほのか
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
国立大学法人岩手大学
岩手県盛岡市上田三丁目18番８号
公立大学法人秋田県立大学
秋田県秋田市下新城中野字街道端西241―438
7　出願公表の年月日　平成24年１月13日

1　品種登録の番号　第23738号
2　品種登録の年月日　平成26年10月27日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Glycine max (L.) Merr.
4　登録品種の名称　貫（たか）まる
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
国立大学法人岩手大学
岩手県盛岡市上田三丁目18番８号
公立大学法人秋田県立大学
秋田県秋田市下新城中野字街道端西241―438
7　出願公表の年月日　平成24年２月20日

1　品種登録の番号　第23739号
2　品種登録の年月日　平成26年10月27日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Glycine max (L.) Merr.
4　登録品種の名称　すずほまれ
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
長野県
長野県長野市大字南長野字幅下692―２
7　出願公表の年月日　平成24年６月19日

1　品種登録の番号　第23740号
2　品種登録の年月日　平成26年10月27日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Glycine max (L.) Merr.
4　登録品種の名称　とよみづき
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
地方独立行政法人北海道立総合研究機構
北海道札幌市北区北十九条西11丁目１番地８
7　出願公表の年月日　平成24年８月21日

1　品種登録の番号　第23741号
2　品種登録の年月日　平成26年10月27日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Glycine max (L.) Merr.
4　登録品種の名称　サチユタカＡ１号（ごう）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
茨城県つくば市観音台三丁目１番地１
7　出願公表の年月日　平成24年11月８日

1　品種登録の番号　第23742号
2　品種登録の年月日　平成26年10月27日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Imperata cylindrica (L.) P. Beauv.
4　登録品種の名称　はじめ
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
富士化学株式会社
大阪府大阪市都島区東野田町３丁目２番33号
国立大学法人宮崎大学
宮崎県宮崎市学園木花台西１丁目１番地
7　出願公表の年月日　平成20年７月２日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　栃木県芳賀郡益子町大字益子字赤法花四四九九の一三、四四九九の四四、四四五〇五、四五〇六、四五一三、四五三九から四四五四一まで、四五四三、四五四四、四五四五の二、四五四六、四五四七の一、四五四八、四五五一、四五五二、四五五四、四五五七、四五五九、四五六〇、四五六一の二、四五六三、四五六四、四五六九から四五七五まで、四五七七の一、字池ノ入四五八三から四五八五まで、四五七七の五八九

二　指定の目的　水源の涵養（かんよう）